12—01　ＰＵＤＴ

審判官及び審判書記官の指定並びに指定変更通知

１．　特許庁長官は、特許（商標登録）異議の申立て、審判、再審及び判定事件について、その審理を担当する合議体を構成する審判官、及び審判書記官を指定しなければならない（特§71②、§116、§117、§137①、§144の2①、§174①～④、実§26、§41、§45、意§25②、§52、§58②～④、商§28②、§43の5、§43の5の2①、§56①、§61、§68④⑤）。

２．　当初指定又は指定の変更があったときはこれを通知しなければならない（特施規§40、§48②、§50の16、実施規§23⑨⑫、意施規§19⑤⑧、商施規§22④～⑥）

３．　査定系事件のときは、審理開始の前に一定期間（上申書の提出や面接を要請するための期間）を確保して氏名を通知する。ただし、補正を命じるときや早期審理の対象とするとき、指定商品・役務の補正等により拒絶査定の理由が解消されるときなど、氏名通知後直ちに審理することがある。

４．　当事者系事件及び異議申立事件のときは、答弁書等の手続を迅速に進めるため、審判請求書副本の送達等と併せて氏名を通知する。

５．　特許出願の拒絶査定不服審判事件が、前置審査に付されたときは、審判官及び審判書記官の指定は前置解除後に行う。

６．　参加人は除斥、忌避（→59—01）の申立てができる（特§140、§141①、§144の2⑤、実§41、意§52、商§56①、§68④）。したがって、参加人の参加が許可されたのちに指定の変更があったときは、参加人にもこれを通知する。

（改訂 H27.10）